

ごみステーションに出したごみの取り残しについて

4月より、ごみ袋のルールにご協力いただきましてありがとうございます。皆様のおかげで、分別されたごみを収集できております。

しかし、ごみステーションに出したごみが一部回収されずに残されている場合があります。その場合、警告シールが貼られています。

残された理由については、下記のとおりと想定されますのでご確認ください。

「警告シールに記載されている項目について」

☑分別されていません

例) 可燃ごみ、不燃ごみ、リサイクル品が混在していませんか。

☑透明・白色半透明の袋にしてください

例) ①肥料袋、米袋、トイレットペーパーの袋等は透明でも、ごみ袋としては使用できません。

②透明・白色半透明な袋でも、全面にプリントがあるビニール袋は使用できません。

☑粗大ごみです

例) 粗大ごみはステーションに出せません。直接、清掃センターへ搬入してください。

☑市で取り扱いしていません

例) 市では処理ができないごみになります。ごみカレンダーの許可業者へご相談ください。

☑収集日が違います

例) 新聞・雑誌・段ボールは古紙類の日に出してください。

常時出せる拠点回収もあります。ごみカレンダーをご覧ください。

※出し直しは、シールを剥がすか、マジックで✕と書いて出してください。

「間違えやすいごみの出し方について」

・大きめのプラスチックごみ(プリンター・お드ブル皿等)、発泡スチロール(中にはごみを入れない)など50cm位以内のごみについては、そのままステーションに出して大丈夫です。

・肥料袋・米袋は透明でも、ごみをいれてステーションに出せません。肥料袋等を捨てる際は、たたむか丸めるかなど小さくまとめて「燃えるごみの日」に出してください。

・一度に多量のごみを出す場合は、数回に分けて出すまたは、清掃センターへ直接持ち込んでください。

「割れたガラスの出し方について」

・新聞紙や内袋などに包んでから透明・白色半透明の袋に入れると袋が切れにくく安全です。

・段ボールの中にガラス類を入れると、回収いたしません。

「他市町村の指定ごみ袋について」

・他市町村の指定ごみ袋は使用できません。他市町村の住民のごみと判断し収集いたしません。

「古紙類の出し方について」

・ひもでしばる、透明・白色半透明の袋に入れて出す。

そのほかに、新聞店配布の袋、市販品の古紙専用の紙袋に入れて出せます。

・古紙の種類は、ごみカレンダーを確認してください。

ごみの減量及び再資源化を推進するため、ごみの分別・排出ルールの遵守をお願いいたします